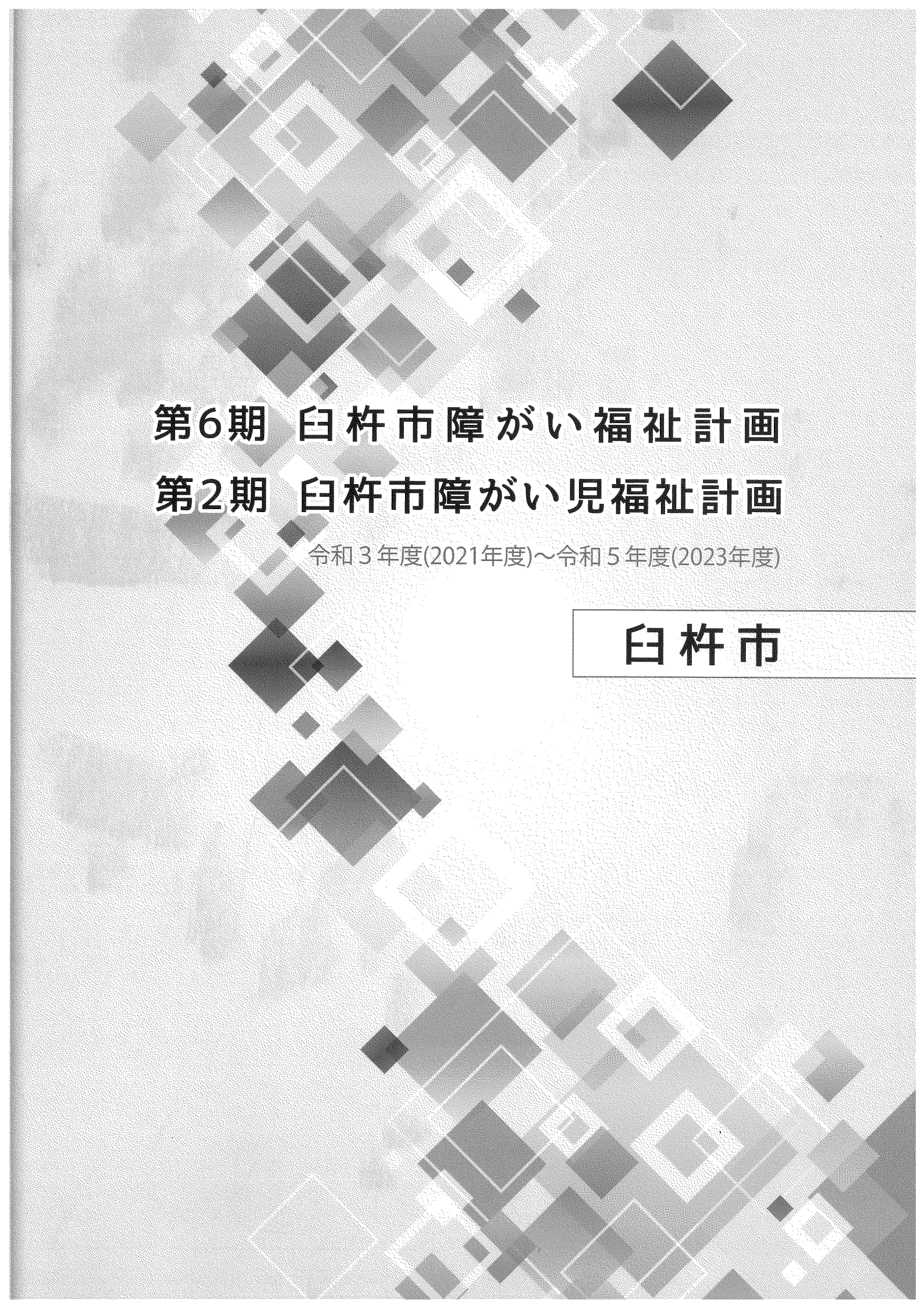




第6期 臼杵市障がい福祉計画

第2期 臼杵市障がい児福祉計画

令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)

臼 杵 市



次

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・3

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・3
- 2 計画の位置づけと期間・・・・・・・・4

第2章 成果目標の設定・・・・・・・・・・5

- 1 第6期障がい福祉計画の成果目標・・・・・・・・5
- 2 第2期障がい児福祉計画の成果目標・・・・・・・・9
- 3 第6期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の
共通の成果目標・・・・・・・・11

第3章 障がい福祉サービス等の見込量・・・・・・・・12

- 1 障がい福祉サービスの見込量・・・・・・・・12
- 2 障がい児福祉サービスの見込量・・・・・・・・24
- 3 地域生活支援事業の見込量・・・・・・・・28

第4章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・38

- 1 障がい福祉サービス等の円滑な提供・・・・・・・・38
- 2 計画の推進体制と進行管理・・・・・・・・39

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 29 年(2017 年)3 月に「第 3 次臼杵市障がい者計画」を策定し、障がいある人に関する施策を総合的に推進してきました。また、平成 27 年(2015 年)3 月に「第 4 期臼杵市障がい福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、サービス基盤の整備等について、施策の推進を図ってきました。

この間、国においては、障害のある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、これまでに多くの関係法令が可決・成立しました。平成 28 年(2016 年)4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)の改正が行われました。また、平成 28 年(2016 年)5 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)と「児童福祉法」の改正案が国会において可決・成立し、平成 30 年(2018 年)4 月に施行されることとなりました。

市町村は、改正後の障害者総合支援法の規定により、新たなサービスにも対応した第 5 期障がい福祉計画を策定することとなり、また、児童福祉法の改正に伴い、障害児通園支援等が円滑に実施されるよう、障がい児福祉計画の策定が新たに義務づけられました。これを受け、本市においては第 5 期臼杵市障がい福祉計画と第 1 期臼杵市障がい児福祉計画を一体的に策定しました。

本計画はこれまでの流れを踏まえつつ、国の定めた障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための基本指針と実情のバランスを取りながら、全ての人々の人権が尊重され、だれもが地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、第 6 期臼杵市障がい福祉計画と第 2 期臼杵市障がい児福祉計画として、障害福祉サービス等の具体的な数値目標(成果目標及び見込量)を設定するとともに、施策の推進についての取り組みを定めるものです。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

第 6 期臼杵市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条※1 に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する事項を定めるもので、「第 3 次臼杵市障がい者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

第 2 期臼杵市障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項※2 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある児童を対象とする各種支援事業に関する事項を定めるもので、本市では第 6 期臼杵市障がい福祉計画と一体的に策定しました。

※1 障がい福祉サービスの提供体制を整えること、それが円滑に実施されることを定めたもの

※2 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保や円滑な実施に関して定めたもの

(2) 計画の期間

計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和 3 年度(2021 年度)から令和 5 年度(2023 年度)までの 3 年間となります。

また、計画の進捗状況については毎年評価・確認を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

◆「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の計画期間

年度	平成 27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	31 2019	令和 2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029
障がい者計画	第2次		第3次				第4次					第5次			
障がい 福祉計画	第4期			第5期			第6期			第7期			第8期		
障がい児 福祉計画				第1期			第2期			第3期			第4期		

第 2 章 成果目標の設定

国が令和 2 年(2020 年)5 月に示した令和 5 年度末を目標とする「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における成果目標を次のように設定します。

1 第 6 期障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

区 分	目 標	備 考
令和 5 年度(2023 年度)末までの地域移行者数 ■国の考え方 ・令和元年度(2019 年度)末時点の施設入所者の 6%以上が地域移行する	1 人	■臼杵市における設定方法 障がい福祉サービスを利用してもなお、地域生活が困難になっている方が施設入所となっている現状から、既入所者が再度地域生活に移行することは考え難いため、年間1人を目標とする。 ・令和元年度(2019 年度)末時点の施設入所者数 88 人 $\times$ 1% = 1 人
令和 5 年度(2023 年度)末の施設入所者数 ■国の考え方 ・令和元年度(2019 年度)末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減する	92 人	■臼杵市における設定方法 施設入所者は、死亡等により退所した分、待機者(現在 22 名)等の新規入所者があるため、大きな削減は見込めないと考える。また、当市人口のうち 75 歳以上を占める割合は、令和元年 10 月時点で 21.9%と大分県平均の 17.3%を上回っており、高齢化に伴う介護者不足等からも入所希望の増加が見込まれるため、年間 1 人増とした。 ・令和元年度(2019 年度)末時点の施設入所者数 88 人 $\times$ 105% = 90 人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区 分	目 標	備 考
精神障害にも対応した地域 包括ケアシステムの構築※1 ■国の考え方 引き続き全ての市町村ごとに 保健・医療・福祉関係者によ る協議の場を設置する	設置	■臼杵市における設定方法 ・国の方向性に従い、設置する

※1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などと重層的な連携による支援体制を構築するもの。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

区 分	目 標	備 考
地域生活支援拠点等が有す る機能の充実※2 ■国の考え方 各市町村または各圏域に少 なくとも1つ以上確保しつつ年 1 回以上運用状況を検証、検 討する	面的体制整備 ※3による機能 の充実	■臼杵市における設定方法 国の方向性に従うと共に、必要な機能・ 整備可能な機能について面的体制整備 に取り組む

※2 地域生活支援拠点等とは、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの。

※3 地域における複数の機関が分担して機能を担うもの。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

区 分	目 標	備 考
令和 5 年度(2023 年度)中の一般就労への移行者数 ■国の考え方 ・福祉施設からの一般就労者を令和元年度(2019 年度)実績の 1.27 倍以上とする	3 人	■臼杵市における設定方法 国の基本指針では令和 5 年度の目標値を令和 2 年度実績の 1.27 倍としているため、目標値を 3 人とした。 ・令和元年度(2019 年度)の一般就労への移行者数 $2 \text{ 人} \times 1.27 = 3 \text{ 人}$
令和 5 年度(2023 年度)中の就労移行支援利用者数 ■国の考え方 ・現状の利用者数を確保するとともに移行率の上昇を見込み、令和元年度(2019 年度)実績の 1.30 倍以上とする	24 人	■臼杵市における設定方法 前回計画の令和 2 年度目標値より、令和元年度実績が大幅に下がっている。令和元年度実績を基準として、年間 1 人の推移とし、令和 5 年の目標値を 24 人とした。 ・令和元年度(2019 年度)の一般就労への移行者数 $20 \text{ 人} \times 1.20 = 24 \text{ 人}$
令和 5 年度(2023 年度)末の就労継続支援事業の利用者数 ■国の考え方 ・就労継続支援事業利用者を令和元年度(2019 年度)末実績に対し、A 型については 1.26 倍以上、B 型については 1.23 倍以上とする	A 型 25 人 B 型 210 人	■臼杵市における設定方法 A 型については、利用者の増加が見込まれないため、令和元年度実績と同様の 25 人とする ・令和元年度(2019 年度)の就労継続支援事業 A 型利用者 $25 \text{ 人} \times 1.00 = 25 \text{ 人}$ B 型については、過去の実績から、例年 10 人増加見込みとする ・令和元年度(2019 年度)の就労継続支援事業 B 型利用者 $170 \text{ 人} \times 1.24 = 210 \text{ 人}$

令和 5 年度(2023 年度)の就労定着支援事業の利用者数の増加 ■国の考え方 ・就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援を利用する	70%	■臼杵市における設定方法 ・国の方向性に従い、設定する
令和 5 年度(2023 年度)の就労定着支援による職場定着率の増加 ■国の考え方 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割の事業所を全体の 7 割とする	就労定着率 80%	■臼杵市における設定方法 ・国の方向性に従い、設定する

2 第 2 期障がい児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

成果目標	目 標	備 考
児童発達支援センターの設置 <u>■国の考え方</u> ・令和 5 年度(2023 年度)末までに児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも 1 か所以上設置する	1 か所	<u>■臼杵市における設定方法</u> ・本市は設置済
保育所等訪問支援事業の実施 <u>■国の考え方</u> ・令和 5 年度(2023 年度)末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	実施	<u>■臼杵市における設定方法</u> ・本市は実施済

(2) 医療的ニーズへの対応

区 分	目 標	備 考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保 <u>■国の考え方</u> ・令和 5 年度(2023 年度)末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域で少なくとも 1 か所以上確保する	各 1 か所	<u>■臼杵市における設定方法</u> ・本市は確保済
関係機関による連携・協議の場の設置 <u>■国の考え方</u> ・令和 5 年度(2023 年度)末までに各圏域及び市町村において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場の設置する	設置	<u>■臼杵市における設定方法</u> ・国の方向性に従い、設置に取り組む

3 第6期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の共通の成果目標

(1) 相談支援体制の充実・強化 (※新規項目)

成果目標	目標	備考
相談支援体制の充実・強化 ■国の考え方 ・令和5年度(2023年度)末までに、各市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の確保を行う	実施	■臼杵市における設定方法 ・重層的支援体制の整備について関係各所と連携し実施体制の構築を行う

(2) 障害福祉サービス等の質の向上 (※新規項目)

成果目標	目標	備考
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ■国の考え方 ・令和5年度(2023年度)末までに、都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する	各種研修への参加	■臼杵市における設定方法 ・県や他市町村、他の事業者との情報共有や連携を図り、サービスの質の向上に資するため、県が計画している各種研修等に積極的に参加する。(令和3年度は4種の研修が開催される見込み)

第 3 章 障がい福祉サービス等の見込量

1 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

令和元年度までの利用実績から 1 年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用時間を求めるとともに、利用者アンケートの結果から予測される人の数などを加味し、サービス見込量を算出した結果、大きな変動がないものとして、サービス見込量を算出しています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
居宅介護	利用者数 [人/月]	69	69	69	69
	量の見込 時間/月]	1,005	1,005	1,005	1,005

②重度訪問介護

重度の肢体不自由か重度の行動障害を有する人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

令和元年度までの利用実績から 1 年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用時間を求めるとともに、利用者アンケートの結果から予測される人の数などを加味し、サービス見込量を算出した結果、大きな変動がないものとして、サービス見込量を算出しています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
重度訪問介護	利用者数 [人/月]	1	1	1	1
	量の見込 [時間/月]	40	40	40	40

③同行援護

移動に著しい困難がある視覚障害のある人に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。

令和元年度までの利用実績から 1 年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用時間を求めるとともに、利用者アンケートの結果から予測される人の数などを加味し、サービス見込量を算出した結果、大きな変動もないと見込まれるため、例年通りとしています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
同行援護	利用者数 [人/月]	9	9	9	9
	量の見込 [時間/月]	100	100	100	100

④行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

令和元年度までの利用実績から 1 年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用時間を求めるとともに、利用者アンケートの結果から予測される人の数などを加味し、サービス見込量を算出した結果、大きな変動もないと見込まれるため、例年通りとしています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
行動援護	利用者数 [人/月]	8	8	8	8
	量の見込 [時間/月]	120	120	120	120

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者等で、意思疎通に著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりのものならびに知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有するものに、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

これまでの利用状況から今後も大きく変動がないものとして、サービス見込量を算出しています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
重度障害者等 包括支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	0
	量の見込 [時間/月]	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。

令和元年度までの利用実績から 1 年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求めるとともに、利用者アンケートの結果から予測される人の数などを加味し、サービス見込量を算出した結果、大きな変動もないと見込まれるため、例年通りとしています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
生活介護	利用者数 [人/月]	136	136	136	136
	量の見込 [人日/月]	2,753	2,753	2,753	2,753

②自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と、生活能力向上のための「生活訓練」があります。なお、自立訓練(生活訓練)には、生活訓練と宿泊型自立訓練が含まれます。

令和元年度までの利用実績から 1 年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求めるとともに、利用者アンケートの結果から予測される人の数や、サービス事業所の定員などを加味し、サービス見込量を算出した結果、大きな変動もないと見込まれるため、例年通りとしています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
機能訓練	利用者数 [人/月]	2	2	2	2
	量の見込 [人日/月]	42	42	42	42
生活訓練	利用者数 [人/月]	4	4	4	4
	量の見込 [人日/月]	108	108	108	108

③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、本人の適正にあった就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や相談、支援を行います。

令和元年度までの利用実績から 1 年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求めるとともに、利用者アンケートの結果から予測される人の数などを加味し、サービス見込量を算出した結果、1 人増が見込まれるため、年間 1 人増で推移するとしています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
就労移行支援	利用者数 [人/月]	21	22	23	24
	量の見込 [人日/月]	399	418	438	457

④就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

平成 30 年度より新たに始まったサービスであり、令和 2 年度中の目標を 6 人としていました。令和元年度までの利用実績が 6 人であり、目標を達成していることから、サービス事業所の定員などを加味して、大きな変動もないと見込まれるため、前回通りとしています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
就労定着支援	利用者数 [人/月]	6	6	6	6

⑤就労継続支援(A・B型)

一般企業等への就労が困難な人が対象です。働く場を提供するとともに、訓練等を通して就労に必要な知識や能力を身に付け、能力が高まった方は最終的に一般就労への移行を目指すものです。利用者が事業所と雇用契約を結ぶ A 型と、雇用契約を結ばず訓練等を受ける B 型があります。

A 型については、今後も大きく変動がないものとして、例年通りとしています。

B 型については、令和元年度までの利用実績から 1 年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求めるとともに、利用者アンケートの結果から予測される人の数などを加味し、サービス見込量を算出した結果、平均 10 人の増加が見込まれるため、年間10 人増で推移するとしています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
就労継続支援 A 型	利用者数 [人/月]	25	25	25	25
	量の見込 [人日/月]	500	500	500	500
就労継続支援 B 型	利用者数 [人/月]	180	190	200	210
	量の見込 [人日/月]	3,060	3,230	3,400	3,570

⑥療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。

近年の利用状況から今後も大きく変動がないものとして、サービス見込量を算出しています。

■1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
療養介護	利用者数 [人/月]	17	17	17	17

⑦短期入所

介護者が病気の場合等の理由により、介護できない場合など夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行う福祉型と、同内容に治療も含めて行う医療型の2種類があります。

令和元年度までの利用実績から1年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求めるとともに、利用者アンケートの結果から予測される人の数や、サービス事業所の定員などを加味し、サービス見込量を算出した結果、大きな変動もないと見込まれるため、例年通りとしています。

■1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
短期入所 (福祉型)	利用者数 [人/月]	21	21	21	21
	量の見込 [人日/月]	150	150	150	150
短期入所 (医療型)	利用者数 [人/月]	1	1	1	1
	量の見込 [人日/月]	10	10	10	10

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助や介護を行います。

令和元年度までの利用実績から 1 年あたりの利用者数の増減数を求めるとともに、利用者アンケートの結果から予測される人の数、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数、事業所の定員増、開設予定などを加味し、サービス見込量を算出した結果、大きな変動もないと見込まれるため、例年通りとしています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
共同生活援助	利用者数 [人/月]	87	87	87	87

② 施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。第2章-1-(1)の成果目標の設定との整合を図ってサービス見込量を算出しています。

施設入所者は、死亡等により退所した分、待機者(現在 22 名)等の新規入所者があるため、大きな削減は見込めないと考えます。また、当市人口のうち 75 歳以上を占める割合は、令和元年 10 月時点で 21.9%と大分県平均の 17.3%を上回っており、高齢化に伴う、介護者不足等からも増加傾向が見込まれるため、年間 1 人増としています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
施設入所支援	利用者数 [人/月]	89	90	91	92

③自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

平成 30 年度より新たに始まったサービスですが、令和元年度までの利用実績がありません。また、市内にサービス提供事業所がなく、隣接市でも1事業所のみのため、受け入れ人数に限りがあり、現状の数値で推移すると見込まれます。

■1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
自立生活援助	利用者数 [人/月]	0	0	0	0

※引き続きサービス提供体制の確保についての検討、事業所等との調整が必要です。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がい福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用する全ての障がいのある人に対し、支給決定時において、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

相談支援事業所の新規開設見込みがないことなどから、例年通りのサービス見込量としています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
計画相談支援	利用者数 [人/月]	102	102	102	102

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院等に入院している精神障害のある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供します。

本市では、障がい福祉サービスを利用してもなお、地域生活が困難になっている方が施設入所となっている現状から、既入所者が再度地域生活に移行することは考え難いため、地域生活移行者数は年間1人を目標としています。

第2章-1-(1)の成果目標の設定との整合を図って、施設等から地域移行する人が利用するものと仮定して、サービス見込量を算出しています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
地域移行支援	利用者数 [人/月]	1	1	1	1

③地域定着支援

居宅において単身で生活する障がいのある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等に応じるための相談その他の便宜を提供します。

令和元年度までの利用実績から 1 年あたりの利用者数の増減数、入所施設等から地域へ移行する人などを加味し、サービス見込量を算出した結果、大きな変動もないと見込まれるため、例年通りとしています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
地域定着支援	利用者数 [人/月]	2	2	2	2

2 障がい児福祉サービスの見込量

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

障がいのある児童の通所利用の支援をはじめ、地域の障がいのある児童やその家族を対象とした支援などを行います。

令和元年度までの利用実績から 1 年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求めるとともに、利用者アンケートの結果から予測される人の数や、市子ども子育て課が実施している「乳幼児健診」から療育機関に繋がるケースなどを加味し、サービス見込量を算出した結果、平均 2 人の増加が見込まれるため、年間 2 人増で推移するとしています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
児童発達支援	利用者数 [人/月]	18	20	22	24
	量の見込 [人日/月]	198	220	242	262

②医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童のための児童福祉施設(通所)で、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。

市内にサービス提供事業所がなく、県内全体でも1事業所のためのため、受け入れ人数に限りがあり、現状の数値で推移すると見込まれます。

■1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
医療型 児童発達支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	0
	量の見込 [人日/月]	0	0	0	0

③放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流等を通所により継続的に提供します。

令和元年度までの利用実績から1年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求めるとともに、サービス事業所の定員、利用者アンケートの結果から予測される人の数などを加味し、サービス見込量を算出した結果、平均2人の増加が見込まれるため、年間2人増で推移するとしています。

■1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
放課後等 デイサービス	利用者数 [人/月]	57	59	61	63
	量の見込 [人日/月]	627	649	671	693

④保育所等訪問支援

保育所や幼稚園、学校等に事業所の支援員が訪問し、障がいのない児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行います。

令和元年度までの利用実績から 1 年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求めるとともに、利用者アンケートの結果から予測される人の数などを加味し、サービス見込量を算出した結果、大きな変動もないと見込まれるため、例年通りとしています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
保育所等訪問支援	利用者数 [人/月]	15	15	15	15
	量の見込 [人日/月]	30	30	30	30

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

平成 30 年度より新たに始まったサービスですが、令和元年度までの利用実績がありません。市内にサービス提供事業所が 1 事業所ありますが、現状で利用希望がなく、現状の数値で推移すると見込まれます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	0
	量の見込 [人日/月]	0	0	0	0

※引き続きサービス提供体制の確保についての検討、事業所等との調整が必要です。

(2) 障害児相談支援

障がい児福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用する全ての障がいのある児童に対し、支給決定時において、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

令和元年度までの利用実績から 1 年あたりの利用者数の増減数を求めるとともに、利用者アンケートの結果から予測される人の数などを加味し、サービス見込量を算出した結果、大きな変動もないと見込まれるため、例年通りとしています。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
障害児相談支援	利用者数 [人/月]	31	31	31	31

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業とは、障がい者等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁※1」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、公的な福祉に頼るだけでなく、地域に暮らす人たちが共に支え合う共生社会の実現を図るものです。臼杵市地域自立支援協議会主催の「福祉と教育考えるフォーラム in うすき」を中心に、継続的な取り組みを進めています。 ※1 障がいのある方にとって利用しにくいことや偏見等、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなるもの

■ 年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。令和元年度時点では実施していませんが、障がい者等が自発的に取り組む事業に対して、必要に応じて支援をしていきます。

③ 相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、障がい者等を介護している方などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援を行います。

■ 年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
相談支援事業	委託事業所数	3	3	3	3

④成年後見制度利用支援事業

判断能力がない、または不十分な状態にある人の財産管理や契約行為などを本人に代わって後見人等が行うもので、親族がいない場合などは、市長が申立者となり後見等開始の審判の申立てを行う制度です。

本人や家族の高齢化に伴い、利用増加が見込まれます。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数 [人/年]	2	2	3	3

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を目指すものです。

今後も臼杵市市民後見センターに運営を委託することで、障がいの有無に関わらず、法人後見を利用できる体制の充実を図ります。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	委託 事業所数	1	1	1	1

⑥意思疎通支援事業

聴覚障害のある人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通を支援する制度です。日常生活上必要不可欠な外出や社会参加促進の観点から必要な外出の際に利用することができます。

今後の高齢化による通院利用の増加を加味し、サービス見込量を算出しています。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用件数 [件/年]	43	70	70	70
手話通訳者設置事業	設置者数 [人]	1	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

重度障害のある人の日常生活の便宜を図るために必要な用具を給付する制度です。障がいの程度、部位等により、給付が受けられる用具等があります。

近年の利用実績から 1 年あたりの利用者数の増減数を求め、サービス見込量を算出しています。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
介護・訓練支援用具	[件/年]	0	5	5	5
自立生活支援用具		3	5	5	5
在宅療養等支援用具		2	7	7	7
情報意思疎通支援用具		7	7	7	7
排せつ管理支援用具		185	190	190	190
居宅生活動作補助具 (住宅改修費)		1	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人の社会参加や交流活動のための支援者として期待できる日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を講習等により養成するものです。

手話奉仕員養成研修を、社会福祉法人臼杵市社会福祉協議会に委託して実施し、継続的に取り組んでいきます。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有	有

⑨移動支援事業

単独での外出が困難な障がいのある人の外出介助のためにヘルパーを派遣する事業です。同行援護、行動援護の該当者は、原則として同行援護、行動援護の個別給付事業を優先して適用します。

近年の実施状況から今後も大きく変動がないものとして、見込量を算出しています。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
移動支援事業	利用者数 [人/月]	40	40	40	40
	延べ 利用時間数 [時間/年]	4,568	4,700	4,700	4,700

⑩地域活動支援センター事業

地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援や様々な相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開しています。

近年の実施状況から今後も大きく変動がないものとして、見込量を算出しています。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
地域活動支援センター Ⅰ 型	設置箇所数 [か所]	1	1	1	1
	実利用者数 [人/月]	15	15	15	15
地域活動支援センター Ⅱ 型	設置箇所数 [か所]	3	3	3	3
	実利用者数 [人/月]	8	8	8	8
地域活動支援センター Ⅲ 型	設置箇所数 [か所]	0	0	0	0
	実利用者数 [人/月]	0	0	0	0

(2) 任意事業

① 福祉ホーム事業

家庭環境・住宅事情により居宅での生活が困難な障がいのある人に対し、低額な料金を居室などを提供する事業者に対し、その運営を補助する事業です。

近年の実施状況から今後も大きく変動がないものとして、見込量を算出しています。

■ 年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
福祉ホーム事業	箇所数	1	1	1	1
	利用者数	1	1	1	1

② 訪問入浴サービス事業

通所や在宅での入浴が困難な障がいのある人を対象に、簡易浴槽を対象者の自宅に運搬、設置し入浴サービスを提供する事業です。

近年の実施状況から今後も大きく変動がないものとして、サービス見込量を算出しています。

■ 年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
訪問入浴サービス事業	箇所数	1	1	1	1
	利用者数	1	1	1	1

③日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援や、障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための事業です。

近年の利用実績から 1 年あたりの利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用回数を求め、サービス見込量を算出しています。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
日中一時支援事業	箇所数	9	9	9	9
	利用者数	12	12	15	15

④地域移行のための安心生活支援事業（障がい者虐待等一時避難所委託事業）

虐待等により緊急に保護する必要が生じた障がい者に対して、一時保護のための居室を確保することで、障がい者の権利利益の擁護を行う事業です。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
障がい者虐待等 一時避難所委託事業	実施有無	有	有	有	有

⑤巡回支援専門員整備事業

市の教育や母子保健事業と連携し、5歳児健診（発達相談会）等の適切な支援に結び付けられるように、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、発達が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ります。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
巡回支援専門員整備事業	設置者数	1	1	1	1

⑥点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者等のため、市報等の地域生活をするうえで必要度の高い情報を点訳や音訳により提供する事業です。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
点字・声の広報等発行事業	登録者数	7	7	7	7

⑦自動車改造助成事業

身体に障がいのある人に対して、自動車の改造に必要な費用を助成することにより、社会参加や就労活動の促進を図ります。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2年度	3年度	4年度	5年度
自動車改造助成事業	件数	1	3	3	3

⑧更生訓練費支給事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に、社会復帰の促進を図ることを目的とし、訓練のための経費の一部を支給する事業です。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
更生訓練費支給事業	件数	1	1	1	1

⑨生活サポート事業

介護給付支給対象外の障がい者の日常生活及び家事に対する支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活を支援するとともに、その家族の負担の軽減を図ることを目的とした事業です。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
生活サポート事業	件数	1	1	1	1

⑩在宅重度障害者住宅改造助成事業

障がいのある方が居宅において生活するために必要な、風呂、トイレ、玄関、廊下、階段、台所、居室などの住宅設備を改造する費用の一部を助成します。

■年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
在宅重度障害者 住宅改造助成事業	件数	2	2	2	2

⑪ ストーマ用装具助成事業

膀胱及び直腸機能障がいのある方が使用するストーマ装具（消化器系・尿路系）の交付に係る自己負担分を助成します。

■ 年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
ストーマ用装具助成事業	件数	40	40	40	40

⑫ 精神障害者通所施設等交通費助成事業

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、自宅から公共交通機関（JR）を利用して障害者通所施設等に通っている方を対象とし、通所に要した料金の半額を助成します。※引き続きサービス提供体制の確保についての検討、事業所等との調整が必要です。

■ 年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
精神障害者通所施設等 交通費助成事業	利用者数	5	5	5	5

(3) 地域生活支援促進事業

① 障害者虐待防止対策事業

障がい者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制の整備を目的とした事業です。

■ 年間の実施見込

サービス名	単位	実績見込	見込量		
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
障害者虐待防止対策事業	実施有無	有	有	有	有

第 4 章 計画の推進に向けて

1 障がい福祉サービス等の円滑な提供

(1) 制度の周知

国では、地域における共生社会の実現に向け、様々な障害者福祉制度の改革が進められており、利用者が適切なサービスを利用していく上で、制度への理解を深めていくことが不可欠です。

制度の実施にあたっては、広報やホームページなどの活用はもとより、窓口や訪問、支援区分認定調査、出前講座などの機会をとらえて制度の周知、啓発を図ります。

また、相談支援機関や各種サービス事業所等にも情報提供を積極的に行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を進めます。

(2) きめ細かな相談支援体制の整備

障がいのある人が地域社会で、安心して暮らしていくことができるよう、市役所や相談支援機関において、地域に暮らす障がいのある人や介護者、家族等からの様々な相談に対応しています。また、相談支援機関・事業者の役割分担のもとに、様々な相談に対してきめ細かく対応できる相談支援体制の充実に引き続き努めます。

(3) 障がい福祉サービス等見込量確保の方策

障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス、地域生活支援事業の見込量を確保するため、受け皿となる事業所の参入を促進します。

具体的には、障がい福祉サービス事業者等への情報提供、介護保険事業者への働きかけ、国の補助事業を活用した基盤整備などにより、既存事業所の規模の拡大、新規事業者の参入を図ります。

また、サービス量だけでなく、サービスの質の向上も求められることから、研修情報等の提供、大分県と連携した事業所への指導、監査の実施、臼杵市地域自立支援協議会等を活用した各事業所に共通する課題への対応など、関係機関とも連携を図りながら、良質なサービス提供体制の確保に努めます。

2 計画の推進体制と進捗管理

(1) 計画の進捗管理

この計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、障がい者団体をはじめとする各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「臼杵市地域自立支援協議会」へ必要に応じて報告します。

あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

(2) 計画推進体制の充実

この計画の推進も含めて、障害者福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、庁内関係各課による情報共有や意見交換に努めるなど、本市各分野間における連携・調整の強化を図り、障害者福祉施策の課題の解決に向けて総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

また、障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者等との連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者やサービス事業者による相互の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

あわせて、障害者福祉施策の円滑な推進に向け、国、大分県、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。そして、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

第6期 臼杵市障がい福祉計画

第2期 臼杵市障がい児福祉計画

令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)

令和3年3月

臼杵市